

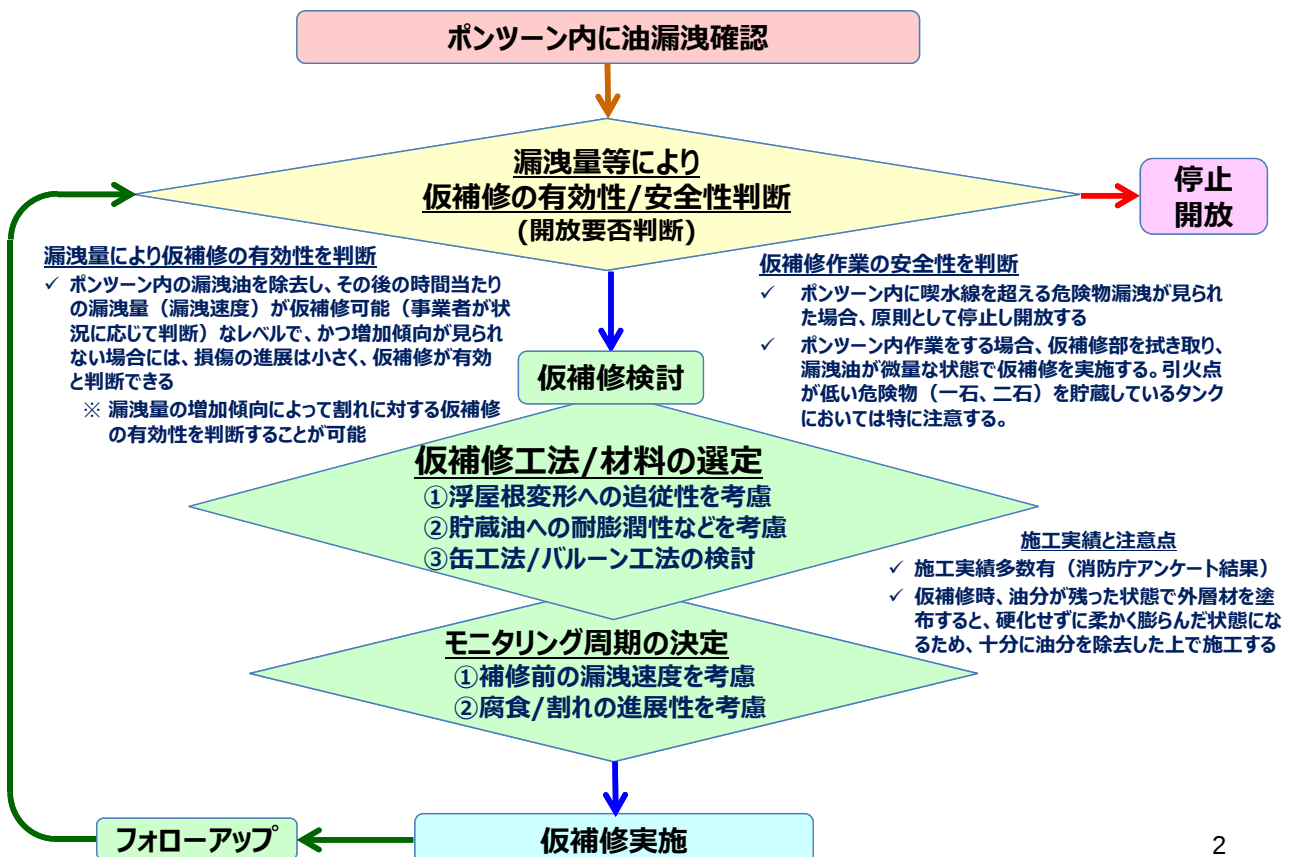
消防庁 浮き屋根の安全対策に関するWG

ポンツーン内、浮屋根上への油漏洩時の対応案 (フローチャート)

2019年5月30日
浮き屋根の安全対策に関するワーキンググループ
石油連盟案

1

ポンツーン内油漏洩時の対応案



2

消防危197号 屋外貯蔵タンクの耐震安全性の確保方策等の推進について

消防危第197号
平成25年11月20日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

屋外貯蔵タンクの耐震安全性の確保方策等の推進について

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が懸念されていることから、建築物等の耐震化等の推進が求められています。

屋外タンク貯蔵所についても早期の耐震安全性の確保が必要であり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について」（平成24年1月31日付け消防危第28号）等において、地震対策の推進をお願いしているところです。

このような状況にかんがみ、危険物保安技術協会において「屋外貯蔵タンクの耐震安全性の確保方策に係る検討会」が設置され、耐震基準に適合しない準特定屋外貯蔵タンク及び特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の耐震安全性の確保方策等について、当該タンクの所有者等が自主的に取り組むべき事項の提言が取りまとめられました。

このことを踏まえ、貴職におかれましては、下記事項に留意され、危険物施設の所有者等に対し、危険物施設の地震対策等の充実強化が図られるよう引き続き適切な御指導をお願いするとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

また、この件については、別紙のとおり関係業界団体に対しても通知していることを申し添えます。

< 中 略 >

第2 耐震基準に適合しない特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の耐震安全性の確保方策等について

浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の維持管理及び事故防止については、「浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の保安対策の徹底及び応急措置体制の整備について（通知）」（平成25年7月31日付け消防危第141号、消防特第154号、以下「141号通知」という。）により、その対策を講じるようお願いしているところであるが、耐震安全性が確保されていない浮き屋根の浮力確保方策、破損した浮き室に危険物の浸入等が生じた場合の緊急的な浮力確保方策及び浮き屋根の沈下事故を防止するための点検のあり方について、次に例示するので参考とされたい（浮力確保方策の例の概要については別添2及び3参照）。

< 中 略 >

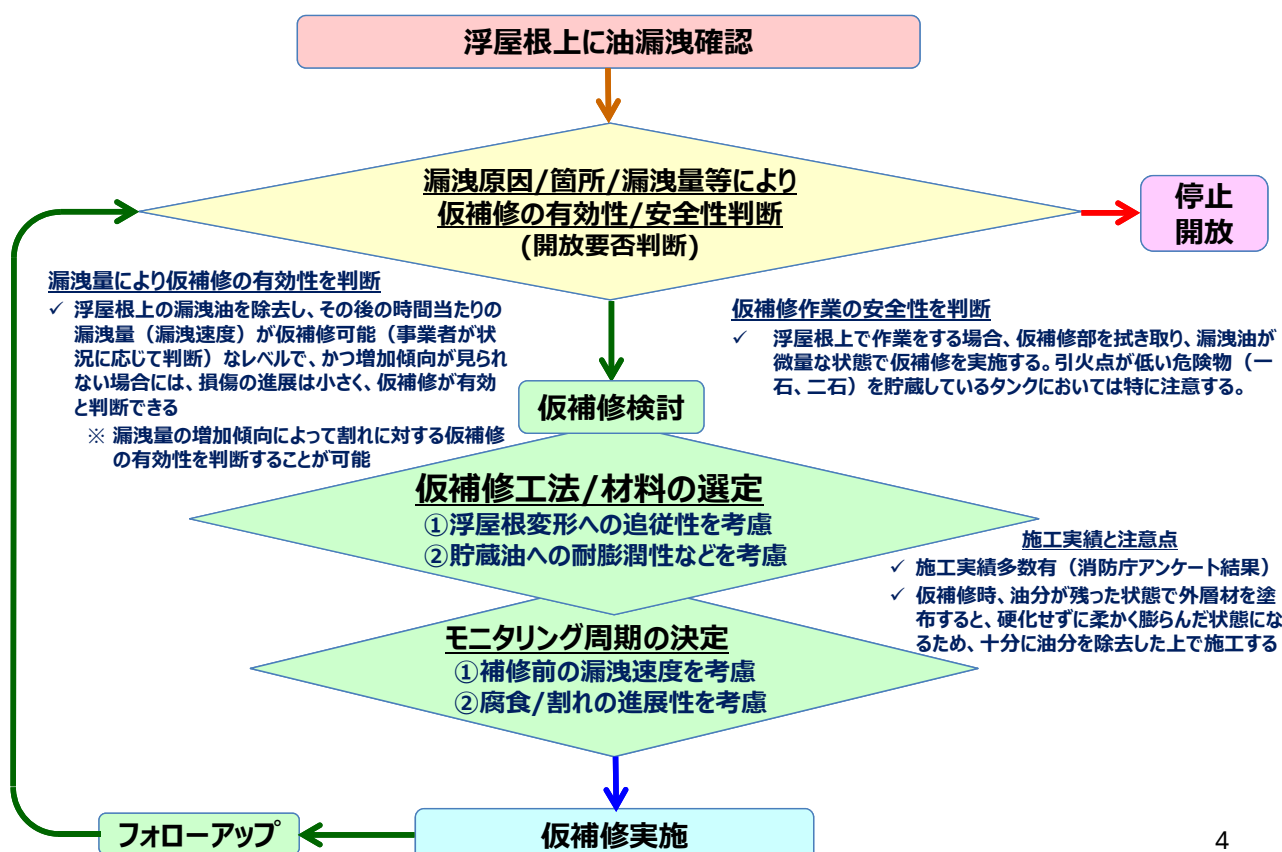
2 破損した浮き屋根の浮き室に危険物の浸入等が生じた場合の緊急的な対応について

破損した浮き屋根の浮き室に危険物の浸入等が生じた場合には、直ちに恒久的な補修を行うことが原則であること。しかしながら、直ちに恒久的な補修を行うことが困難な場合において、浮き室に浮力を確保させることを目的とした浮力体を挿入することは、浮き屋根の沈下事故を防止する上では有効であると考えられることから、恒久的な補修を実施するまでの間の緊急対策として、必要に応じ活用を検討していただきたいこと。その際には、タンク供用中に当該作業を行うことが想定されるため、1と同様に、当該作業時の安全対策等を十分に検討したうえで実施する必要があること。

< 後 略 >

3

浮屋根上への油漏洩時の対応案



4